

男鹿市選挙管理委員会告示第15号

男鹿市移動困難者のための投票所移動支援実施要綱を別紙のとおり制定する。

令和8年1月26日

男鹿市選挙管理委員会

委員長 浅野光男

男鹿市移動困難者のための投票所移動支援実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市内に居住する選挙人のうち、選挙時における自宅等と投票所との間の移動が困難な選挙人を対象に、タクシーによる移動を支援すること（以下「移動支援」という。）により、投票しやすい環境を整備し、投票の利便性の向上を図ることを目的として、移動支援の実施に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。ただし、選挙管理委員会委員長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

- (1) 自宅等 自宅及び住所を置かずに生活の本拠としている市内の居所等をいう。
- (2) 移動支援事業者 男鹿市内のタクシー等を所有する民間事業者をいう。

(対象者)

第3条 移動支援の対象者は、男鹿市の選挙人名簿に登録されている選挙人であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 現に男鹿市内に居住していること。
- (2) 自宅等から投票所までの移動手段（家族等の送迎）がないこと。
- (3) おおむね65歳以上の単身世帯若しくは高齢者のみの世帯に属し、又は病気や障害などによりタクシー以外の公共交通機関などを利用することが困難な者であること。
- (4) 自宅等と送迎車両の間及び投票所における移動並びに送迎車両の乗降（この号において「移動等」という。）に関し、次のいずれかに該当する者
 - ア 移動等を自ら行うことができる者
 - イ 移動等を行う際の見守りや、バランスを崩した際の軽い支えなど、軽易な介助行為のみで移動等を行うことができる者
 - ウ 移動等が困難な者であって、移動等を介助する付添い者が同伴できるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は対象者とし

ないものとする。

(1) 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第59条の3第4項に規定する郵便等投票証明書_の交付を受けている者

(2) 公職選挙法施行令第50条第1項に規定する不在者投票施設_に入院し、又は入所している者

（実施期間）

第4条 移動支援の実施期間は、選挙期日の公示日又は告示日の翌日から選挙期日までの期間とし、実施時間は委員会が別に定めるものとする。

（利用申請）

第5条 移動支援を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、移動支援申請書（以下「申請書」という。）を選挙ごとに、利用希望日の3日前までに委員会に提出しなければならない。ただし、特段の事情があると認めるときは、電話連絡により申請することができる。

（利用券の発行）

第6条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たすと認めるときは、利用者にタクシー利用券（以下「利用券」という。）を発行するものとする。

（利用の方法）

第7条 委員会は、前条の規定により利用券を発行したときは、移動支援事業者に対して、当該利用券が発行された者の住所、氏名等の情報を通知するものとする。

2 移動支援事業者は、利用者に対し、送迎の場所、時間を連絡するものとする。

3 前2項において、複数の利用者の自宅等が近接するなど、委員会が、同一のタクシーでの運行が効率的であると判断した時には、複数の利用者を乗り合わせるものとする。

4 利用者は、乗車時に投票所入場券を提示した上で、利用券を運転者に渡さなければならない。ただし、委員会から利用券の発送が利用日までに間に合わない場合は、この限りでない。

（移動支援の内容）

第8条 移動支援事業者は、利用者の自宅等と委員会が指定する投票所との間の送迎を行う。

(料金の請求等)

第9条 移動支援事業者は、受け取った利用券を取りまとめ、委員会が指定する日までに受け取った利用券に相当する額の利用料金を市長に請求するものとする。

2 市長は、前項の請求を受けたときは、速やかに当該利用料金を移動支援事業者へ支払うものとする。

(権利の消滅)

第10条 利用者は、第3条に規定する要件を有しなくなったときは、その権利を失うものとする。この場合において、未使用のタクシー利用券がある場合は、これを速やかに返還しなければならない。

(届出の義務)

第11条 利用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員会に届け出なければならない。

- (1) 前条の規定による権利の消滅が生じたとき。
- (2) 第5条に規定する申請の内容に変更が生じたとき。
- (3) その他変更の届出が必要と認められるとき。

(不正利用の禁止)

第12条 利用者は、偽りその他不正な手段により利用券の交付を受けたり、他人に譲渡したりしてはいけない。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。